

中国における均等侵害の認定  
～实用新型特許の均等の範囲～  
中国特許判例紹介(69)

2017年7月10日

執筆者 所長弁理士 河野 英仁

杭州騎客スマート科技有限公司  
被上訴人(原審原告)

永康市安尚健身器材有限公司  
上訴人(原審被告)

## 1. 概要

中国では司法解釈により均等侵害の主張が認められている。

### 司法解釈[2009]第21号

第7条 人民法院は、権利侵害と訴えられた技術方案が特許権の技術的範囲に属するか否かを判断する際、権利者が主張する請求項に記載されている全ての技術的特徴を審査しなければならない。

権利侵害と訴えられた技術方案が、請求項に記載されている全ての技術的特徴と同一または均等の技術的特徴を含んでいる場合、人民法院は権利侵害と訴えられた技術方案は特許権の技術的範囲に属すると認定しなければならない。

本事件では電動バランスツイスト車におけるバランス機構の配置位置が争点となった。中級人民法院<sup>1</sup>及び高級人民法院共に配置位置が相違するものの容易に想到でき、かつ効果及び機能も実質的に同一であるとして均等侵害を認める判決をなした<sup>2</sup>。

## 2. 背景

### (1)特許の内容

騎客公司(原告)は、「電動バランスツイスト車」と称する实用新型特許の特許権者である。本实用新型特許の特許番号は CN 203996649 であり、2014年6月13日に出願され、2014年12月10日に公告された。

<sup>1</sup> 杭州市中級人民法院判決 (2015) 浙杭知初字第 735 号

<sup>2</sup> 2016年9月19日浙江省高級人民法院判決 (2016) 浙民終 528 号

争点となった請求項 1 の内容は以下のとおりである。なお符号は筆者において付した。

“電動バランスツイスト車において、頂蓋 1、内蓋 2、底蓋 3、ホイールハブモータ 4、回転機構、バランス機構を含み；

頂蓋 1、内蓋 2、底蓋 3 は共に対称配置され、かつ、相互に回転可能な 2 つの部品を含み、内蓋 2 は頂蓋 1 と底蓋 3 との間にあり、かつ、これら 2 つと一緒に組み立てられており；

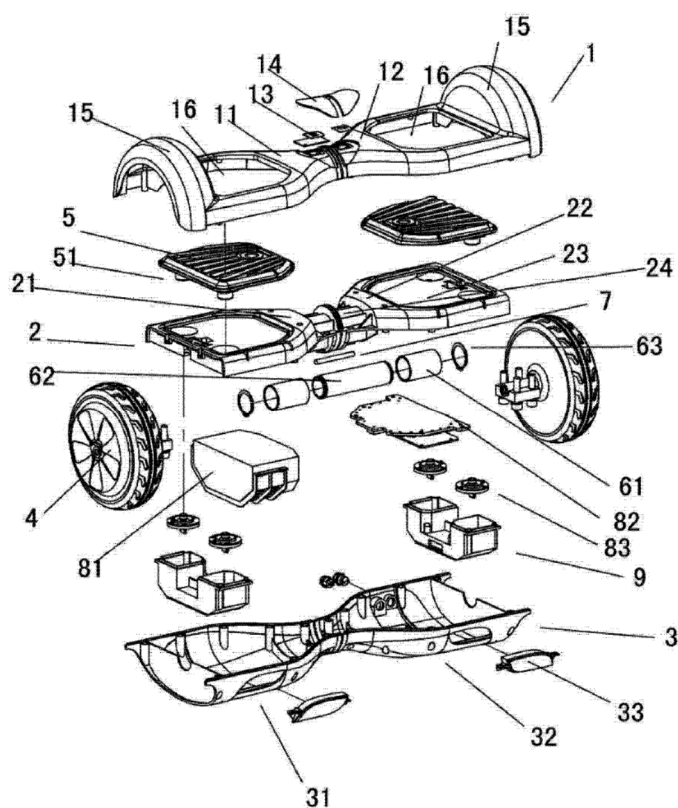
内蓋 2 の中間横向位置に固定された回転機構を有し；

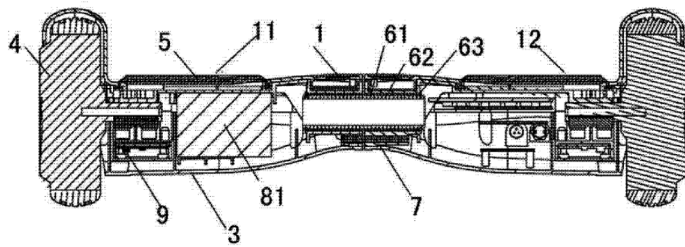
内蓋 2 の左右両側縁位置に固定された縦向きに設置されたホイールハブモータ 4 を有し；

バランス機構は、底蓋 3 上に固定され、かつ、モータ 4 に接続されており；

前記回転機構は 2 つの軸受 61、一つの軸支えブッシュ 62、2 つのジャンプリング 63 を含み；

2 つの軸受 61 はそれぞれ内蓋 2 の 2 つの同一部品の内端に固定されており、軸支えブッシュ 62 は、2 つの軸受 61 内に固定され、かつ、ジャンプリング 63 を通じて内蓋 2 上に固定されている。





なお、83はジャイロ스코ープ（バランス機構）である。

## (2) 訴訟の経緯

原告は、永康市安尚健身器材有限公司(被告)がECサイトであるタオバオで被疑侵害製品を販売していることを発見し、被告及びタオバオを実用新型特許の特許権侵害であるとして人民法院へ提訴した。

## 3. 高級人民法院での争点

**争点: 相違点が均等の範囲に属するか否か**

## 4. 高級人民法院の判断

**判断: 均等侵害が成立する**

訴訟では「バランス機構は、底蓋3上に固定され」の解釈が問題となった。請求項ではジャイロセンサ等のバランス機構が底蓋3上に固定されているところ、被疑侵害製品は、内蓋2上にジャイロセンサが固定されている点で相違する。

そのため文言上の侵害は成立しない。均等か否かの具体的判断基準は司法解釈に規定されている。

## 司法解釈[2001]第21号

均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段により、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果をもたらし、且つ当該領域の普通の技術者が創造的な労働を経なくても連想できる特徴を指す。

人民法院は以下の通り判断した。特許申請日前において、脚で制御する2輪電動バランスツイスト車技術は未だ早期の発展段階にあり、当業者からすれば、参考とする公開技術は少ない。

対象特許は現有技術中のツイスト車車体の頂蓋および底蓋により構成される 2 層フレーム構造に対し、具体的な構造に改良を加え、頂蓋と底蓋との間に内蓋支持構造を設置し、頂蓋、内蓋及び底蓋構成の 3 層構造を形成し、構造がより安定し、頑丈で、かつ相応の内部部品を内蓋上に設置でき、車内内部部品の具体的装着方式を提供し、合理的に車内内部部品を配置するという技術課題を一步解決するものである。

対象特許要求 1 と被疑侵害製品とを対比した場合、バランス機構の設置位置の技術特徴に関し、対象特許のバランス機構は底蓋上に固定されかつモータに接続されている。一方、被疑侵害製品のバランス機構は内蓋上に設置されており、両者の技術手段は必ずしも完全に同一ではない。

しかし、対象特許請求項 1 は内蓋が回転機構及びホイールハブモータを固定することができる技術特徴を開示している状況下、被疑侵害製品は、ホイールハブモータに接続されるバランス機構をもまた同時に内蓋上に固定しており、明らかに当業者が創造性のある労働を経ることなく、思いつく技術手段に置き換えたものであり、実現することができる機能及び奏する技術効果上も基本的に同一であり、対象特許請求項 1 の対応する技術特徴と均等の技術特徴に属する。

以上の理由により、人民法院は、均等論上被疑侵害製品は、請求項 1 に係る発明の技術的範囲に属すると判断した。

## 5. 結論

高級人民法院は、均等論上技術的範囲に属すると判断した中級人民法院の判決を支持する判決をなした。

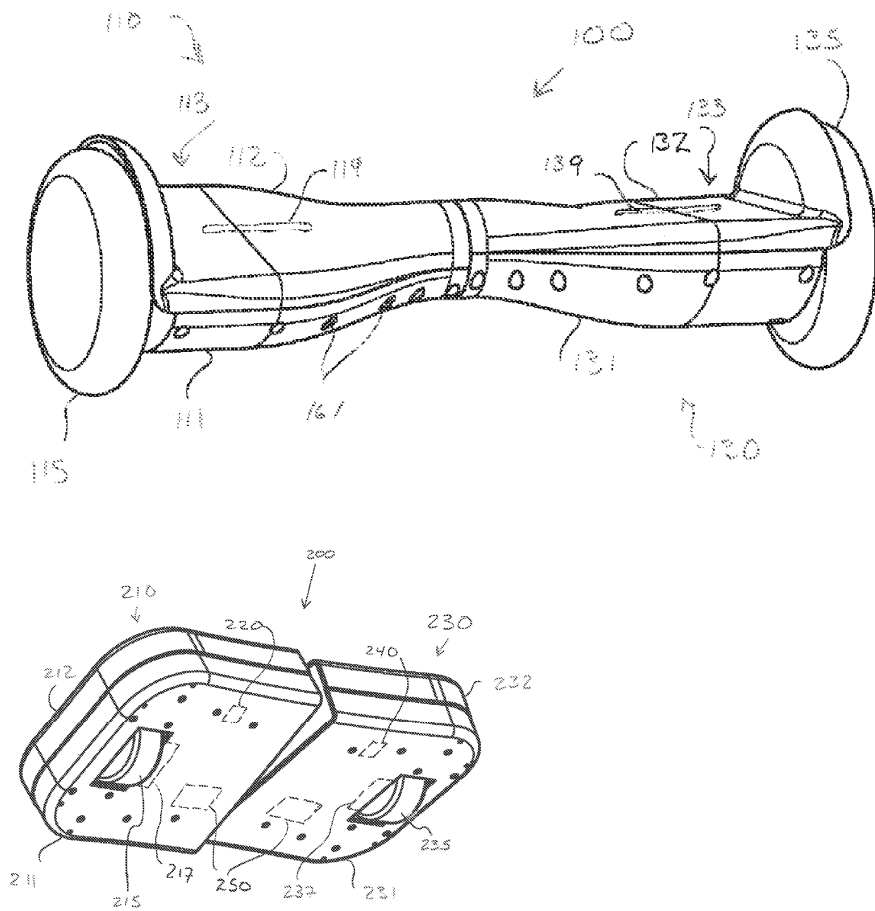
## 6. コメント

中国で普及している電動ツイスト車に関する特許権侵害訴訟である。対象特許は実用新型特許であり、バランス機構の設置位置が相違するものの、人民法院は均等侵害を認めた。

均等論の主張時に問題となるのが禁反言であるが、中国実用新型特許は無審査で登録されるため、禁反言の問題が生じない。そのため、比較的多くの案件で均等論の主張が認められている。

本事件において被告は、特許復審委員会に US8738278 号により創造性がないとして、無効宣告請求を行った。

先行技術は、同じくツイスト車であったものの、内蓋はなく頂蓋と底蓋の 2 層構造であった。



そのため、復審委員会は、本特許は創造性を有するとの決定<sup>3</sup>をなした。

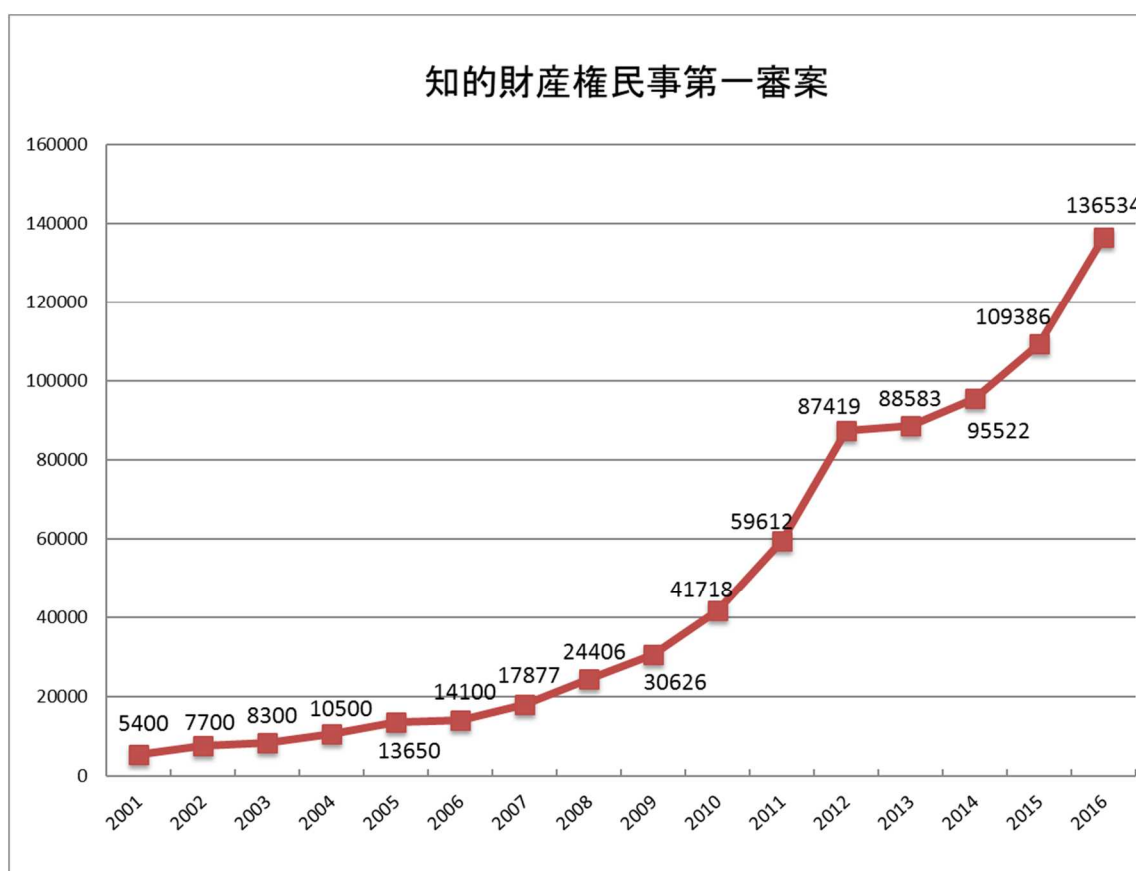
無効宣告請求がなされた後は、特許権者も争点となっている箇所（本事件ではバランス機構の配置位置）に注意して反論するため、相手方が見えない審査段階と異なり、禁反言の問題はほとんど起こらない。その意味でも早期に無審査で登録される実用新型特許権は利用しやすい権利といえよう。

<sup>3</sup> 特許復審委員会 第 28253 号無効宣告請求審査決定

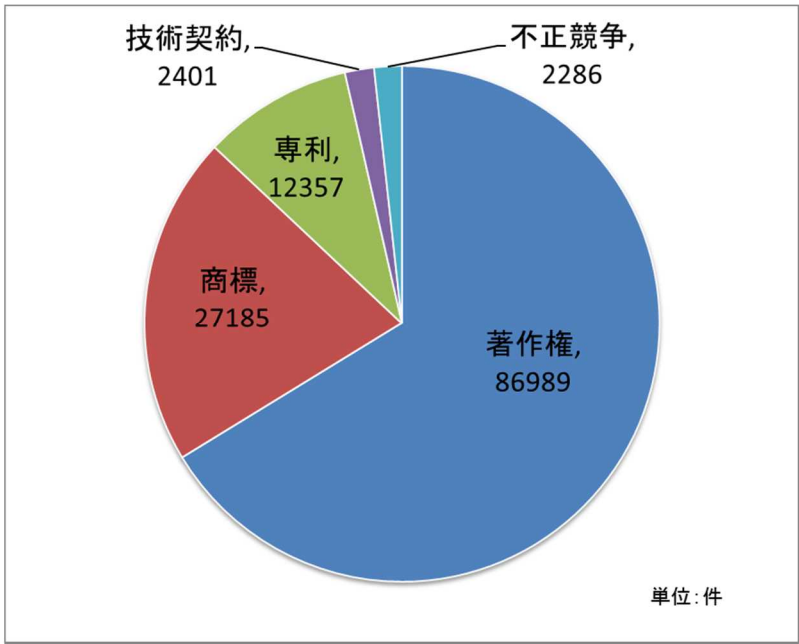
原告は実用新型特許に加え、外観設計特許をも取得し、侵害行為に対し特許権侵害訴訟を提起している。このような流行性があり、すぐに模倣される恐れがある商品に対しては実用新型特許と、外観設計特許との2重保護で対処するのが良い。中国企業の知財の取得戦略、権利行使力が向上していることがうかがえる。

#### コラム 中国知財訴訟統計

中国最高人民法院は2017年4月末知的財産保護状況に関する白書を公表した。第一審法院が受理した知的財産権に係る民事訴訟は109,386件から136,534件と約25%も増加している。



下記は2016年の法域別の受理件数を示す。



著作権侵害訴訟が最も多いが、特許権侵害訴訟も 12,357 件と 2015 年度に比べて 6.46%増加している。

以上